

日本薬物動態学会 2024 年度学会賞、奨励賞  
創薬貢献・北川賞、創薬貢献・奨励賞ならびに功労賞  
受賞候補者推薦募集

1. 資格:

推薦者は、本会代議員であること。

被推薦者は、~~2024 年 5 月 7 日(火;締切日)~~「⇒2024 年 5 月 20 日(月;締切日)」

現在、学会賞および創薬貢献・北川賞では 5 年、功労賞では 10 年、奨励賞では 3 年継続して本会会員であること。なお、奨励賞および創薬貢献・奨励賞の場合 2024 年 4 月 1 日現在満 46 歳未満であること。

2. 受賞の対象:

- (1) 学会賞 薬物動態研究の進歩、発展に関して卓抜な功績を挙げた会員
- (2) 奨励賞 薬物動態研究の発展に寄与する顕著な業績を挙げ、将来の活躍が期待される若手会員。過去 5 年間に必ず本学会の年会あるいは本学会の学術雑誌で発表をしていること。
- (3) 創薬貢献・北川賞 企業において医薬品の創生と医療への適用、及びそれに関連した薬物動態研究に貢献が認められる会員
- (4) 創薬貢献・奨励賞 企業において医薬品の創生と医療への適用に寄与する業績を挙げ、将来の活躍が期待される若手会員。過去 5 年間に必ず本学会の年会 あるいは本学会の学術雑誌で発表をしていること。
- (5) 功労賞 本学会の運営・発展あるいは薬物動態研究における啓発活動上その功績が顕著なもの

いずれの賞においても、対象となる候補研究題目は、他の学会等で過去に受賞対象となっていないこと(他学会で受賞されたものとタイトルおよび研究内容、推薦内容が同一であってはならない)。功労賞にあっては過去に学会賞、創薬貢献・北川賞(旧北川賞)の受賞歴のないものであること。

学会賞、奨励賞、創薬貢献・奨励賞および功労賞は、単独名での受賞とする。創薬貢献・北川賞についても単独名での受賞が望ましいが、同一研究業績につき 5 名を超えない範囲において、連名で受賞することもできる。

(創薬貢献・北川賞及び創薬貢献・奨励賞制定理由書)

医薬品の研究開発の過程で薬物動態研究を遂行するに当たり、新たな技術、手法を考案し、それが広く利用される場合、その功績は、本学会の発展に寄与するところが大い。しかし、たとえこのような優れた業績が顕彰に値するものであるとしても、現在本学会で制定している「学会賞」および「奨励賞」の対象とはならない場合がある。このような研究者に対して「創薬貢献・北川賞」および「創薬貢献・奨励賞」をもってその功績を讃える事は、企業に所属する会員のさらに高度な研究への啓発という点で有意義なことと考える。

なお、「創薬貢献・北川賞」および「創薬貢献・奨励賞」は企業に在籍中の業績を対象とするが、応募時の所属は問わない。

3. 推薦方法:

推薦者は、各賞毎に下記表に示す書類を、1 個の PDF file にまとめ、e-mail の添付書類として、学会事務局 maf-jssx@mynavi.jp 宛に 2024 年 5 月 7 日(火)20 日(月)ま

でにご送付下さい。ただし、特別な理由がある場合、ファイルを分割することを可能としますが、ファイル名に通し番号をつけてください。5月22日(水)までに添付書類を受信した旨のメール返信がない場合、事務局(maf-jssx@mynavi.jp)へ問い合わせてください。

本学会所定の推薦書類一式は学会ホームページ「学会賞等推薦方法」(<https://www.jssx.org/award/suisen/>)からダウンロード可能です。

#### 4. 締め切り:2024年5月7日(火)「⇒2024年5月20日(月)」

※募集を延長いたしますため、予定を赤字のように変更いたします。

#### 5. 書類提出先:

一般社団法人 日本薬物動態学会事務局 E-mail:maf-jssx@mynavi.jp

※e-mailの件名は「賞推薦書類提出の件」としてください。

#### 6. 補足事項

- (1) 各受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則といたします。
- (2) 奨励賞にあつては、3年毎に企業所属研究者のみを対象とした受賞枠を設けていましたが、創薬貢献・奨励賞の制定により、これを廃止します。(細則、奨励賞選考規定参照)。
- (3) 平成20年度より、学会賞の受賞者数が「原則として1件」となりました。
- (4) 推薦理由書は必ず推薦者が責任を持って記載してください。不明の点については、問い合わせをする場合があります。
- (5) 推薦理由書の文字数の制限は必ず守ってください。
- (6) 申請書類の日付は全て西暦でご記入ください。

#### 7. 各賞募集に必要な提出書類

##### 1. 学会賞

番号	評価項目	提出書類	備考
学会賞 様式1		推薦書(学会所定用紙)	
学会賞 様式2	薬物動態研究の進歩、 発展における功績	推薦理由書(A4, 形式自由)	・4,000字以内
学会賞 様式3	研究業績	代表的な原著論文、総 説、著書など5報以内の 別刷	・コピー可 ・当該研究に直接関係のあるもの
		研究業績目録	・各論文のインパクトファクター、被 引用件数を付記 ・別刷添付の5報に○ 研究題目に直接関連する業績10 編以内とそれ以外の業績を分けて 記載
学会賞 様式4	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・ 口頭・ポスター)、WS 発 表、学会誌投稿	・過去5年間分を記載
学会賞 様式5	特許(業績評価を希望 する場合のみ)		・関連する論文業績があれば付記
学会賞	招待講演		・国内、国外に分けて過去5年間

様式6	(国内、国外)		分を記載
学会賞 様式7	研究費獲得状況		・代表または分担研究者として獲得した研究費につき、過去5年間分を記載
学会賞 様式8	その他		・その他、特記すべき事項があれば記載してください

## 2. 奨励賞

番号	評価項目	提出書類	備考
奨励賞 様式1		推薦書(学会所定用紙)	
奨励賞 様式2	薬物動態研究の発展に寄与する顕著な業績および将来の期待度	推薦理由書 (A4, 形式自由)	・2,000字以内
奨励賞 様式3	研究業績	代表的な原著論文、総説、著書など5報以内の別刷	・コピー可 ・当該研究に直接関係のあるもの
		研究業績目録	・各論文のインパクトファクター、被引用件数を付記 ・別刷添付の5報に○ ・研究題目に直接関連する業績10編以内とそれ以外の業績を分けて記載
奨励賞 様式4	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・口頭・ポスター)、WS発表、学会誌投稿	・奨励賞においては、過去5年間に必ず本学会の年会あるいは本学会の学術雑誌で発表をしていること
奨励賞 様式5	特許(業績評価を希望する場合のみ)		・関連する論文業績があれば付記
奨励賞 様式6	招待講演 (国内、国外)		・国内、国外に分けて過去5年間分を記載
奨励賞 様式7	研究費獲得状況		・代表研究者として獲得した研究費につき、過去5年間分を記載
奨励賞 様式8	その他		・その他、特記すべき事項があれば記載してください

## 3. 創薬貢献・北川賞

番号	評価項目	提出書類	備考
創薬貢献・北川賞 様式1		推薦書(学会所定用紙)	
創薬貢献・北川賞 様式2	企業における医薬品の創生と医療への適用, 及びそれに関連した薬物動態研究における功績	推薦理由書(A4, 形式自由)	・4,000字以内
創薬貢献・北川賞 様式3	企業における薬物動態研究業績	代表的な原著論文、総説、著書など5報以内の別刷	・コピー可 ・当該研究に直接関係のあるもの
		研究業績目録	・各論文のインパクトファクター、被引用件数

			を付記 ・別刷添付の5報に○
創薬貢献・北川賞 様式4	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・口頭・ポスター)、WS発表、学会誌投稿	
創薬貢献・北川賞 様式5	特許(業績評価を希望する場合のみ)		・関連する論文業績があれば付記
創薬貢献・北川賞 様式6	招待講演 (国内、国外)		・国内、国外に分けて記載
創薬貢献・北川賞 様式7	その他		・その他、特記すべき事項があれば記載してください

#### 4. 創薬貢献・奨励賞

番号	評価項目	提出書類	備考
創薬貢献・奨励賞 様式1		推薦書(学会所定用紙)	
創薬貢献・奨励賞 様式2	企業における医薬品の創生と医療への適用に寄与する顕著な業績および将来の期待度	推薦理由書 (A4, 形式自由)	・2,000字以内 ・研究業績への候補者の貢献度も記載
創薬貢献・奨励賞 様式3	企業における研究概要		・A4 形式自由
創薬貢献・奨励賞 様式4	研究業績	代表的な原著論文、総説、著書など5報以内の別刷	・コピー可 ・当該研究に直接関係のあるもの
		研究業績目録 論文、学会発表、特許等	・各論文のインパクトファクター、被引用件数を付記 ・別刷添付の論文に○ ・研究題目に直接関連する業績には論文以外に学会発表や特許等を記載。それ以外の業績は論文のみを分けて記載
創薬貢献・奨励賞 様式5	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・口頭・ポスター)、WS発表、学会誌投稿	・創薬貢献・奨励賞においては、過去5年間に必ず本学会の年会あるいは本学会の学術雑誌で発表をしていること
創薬貢献・奨励賞 様式6	特許(業績評価を希望する場合のみ)		・関連する論文業績があれば付記
創薬貢献・奨励賞 様式7	招待講演 (国内、国外)		・国内、国外に分けて記載
創薬貢献・奨励賞 様式8	その他		その他(業績目録以外の本学会の年会あるいは学術雑誌での発表

			等、特記すべき事項があれば記載してください)
--	--	--	------------------------

## 5. 功労賞

番号	評価項目	提出書類	備考
功労賞 様式1		推薦書(学会所定用紙)	
功労賞 様式2		推薦理由書(A4, 形式自由)	4,000字以内
功労賞 様式3	薬物動態学研究における啓発活動	啓発活動に該当する代表的な原著論文、総説、著書などの題名、著者名の目録	・受賞対象に直接関係のあるもの
功労賞様式 4-6	本学会への貢献	年会長、WS世話人、会長・理事・監事などの就任期間、年会・WS オーガナイザー、学会発表(シンポジウム・口頭・ポスター)、学会誌への投稿など	・本学会への貢献を示す資料を提出
功労賞 様式7	その他		・その他、特記すべき事項があれば記載してください

注: 功労賞にあつては、番号3と4-6の両方を求めるものではありません。啓発活動において功労賞に値する場合には啓発活動のみでご推薦いただいても結構です。また、本学会への貢献についても、同様に考えご推薦いただきますようお願いいたします。

## 8. 各賞に関する日本薬物動態学会細則(応募時にご参照ください)

### 学会賞等細則

定款第4条(3)に基づき、日本薬物動態学会賞(以下学会賞、英名: JSSX Award (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award))、日本薬物動態学会奨励賞(以下奨励賞、英名: JSSX Award for Young Scientists (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award for Young Scientists))、日本薬物動態学会創薬貢献・北川賞(以下創薬貢献・北川賞、英名: JSSX Kitagawa Memorial Award for Dedication to Drug Discovery)、日本薬物動態学会創薬貢献・奨励賞(以下創薬貢献・奨励賞、英名: JSSX Award for Young Scientists with Dedication to Drug Discovery) および日本薬物動態学会功労賞(以下功労賞、英名: JSSX Award for Distinguished Services (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award for Distinguished Services)) を制定する。

#### 1. 学会賞選考規定

- 第1条 本会は我が国における薬物動態研究の進歩、発展に貢献した会員の功績を顕彰するため、学会賞を制定する。
- 第2条 賞は賞状および副賞とする。
- 第3条 受賞者は継続して5年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げたものとする。なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切り日までとする。

- 第4条 受賞は1年1回，原則として1件以内とする。
- 第5条 受賞者は別に定める学会賞選考内規により選考する。
- 第6条 会長は，第5条の規定による選考結果の報告を受け，これを理事会に諮り，受賞者を決定する。
- 第7条 学会賞の授与は総会で行う。また，受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

#### 学会賞選考内規

- 第1条 学会賞は公募によるものとし，本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。
- 第2条 選考委員会（以下委員会という）は，理事会で選出された委員5名以上を持って組織する。
- 第3条 選考委員長は理事会で指名する。
- 第4条 選考委員長は委員会の議長となり，議事の進行に当たると共に，選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

#### 2. 奨励賞選考規定

- 第1条 本会は我が国における薬物動態研究の発展に寄与する顕著な業績を挙げ，将来の活躍が期待される若手研究者の研究を推進・奨励するため，奨励賞を制定する。
- 第2条 賞は賞状および副賞とする。
- 第3条 受賞者は継続して3年以上の会員歴を有し，第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げ，将来の活躍が期待される研究者であり，応募年の4月1日現在満46歳未満の者とする。なお，会員歴は会員として登録された日より起算，公募締め切り日までとする。
- 第4条 受賞は1年1回，3件以内とする。
- 第5条 受賞者は別に定める奨励賞選考内規により選考する。
- 第6条 会長は，第5条の規定による選考結果の報告を受け，これを理事会に諮り，受賞者を決定する。
- 第7条 奨励賞の授与は総会で行う。また，受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

#### 奨励賞選考内規

- 第1条 奨励賞は公募によるものとし，本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。
- 第2条 過去5年間に，本学会の年会あるいは本学会の学術雑誌で必ず発表していることを応募条件とする。
- 第3条 選考委員会（以下委員会という）は，理事会で選出された委員5名以上を持って組織する。
- 第4条 選考委員長は理事会で指名する。
- 第5条 選考委員長は委員会の議長となり，議事の進行に当たると共に，選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

### 3. 創薬貢献・北川賞選考規定

- 第1条 本会は企業における医薬品の創生と医療への適用，及びそれに関連した薬物動態研究において，貢献が認められる会員の功績を顕彰するため，この創薬貢献・北川賞を制定する。
- 第2条 賞は賞状および副賞とする。
- 第3条 受賞者は継続して5年以上の会員歴を有し，第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げたものとする。なお，会員歴は会員として登録された日より起算，公募締め切り日までとする。
- 第4条 原則として受賞は1年1回、1件以内とする。
- 第5条 受賞者は別に定める創薬貢献・北川賞選考内規により選考する。
- 第6条 会長は，第5条の規定による選考結果の報告を受け，これを理事会に諮り，受賞者を決定する。
- 第7条 創薬貢献・北川賞の授与は総会で行う。また，受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

#### 創薬貢献・北川賞選考内規

- 第1条 創薬貢献・北川賞は公募によるものとし，本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。
- 第2条 選考委員会（以下委員会という）は，理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。
- 第3条 選考委員長は理事会で指名する。
- 第4条 選考委員長は委員会の議長となり，議事の進行に当たると共に，選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

### 4. 創薬貢献・奨励賞選考規定

- 第1条 本会は企業における若手研究者の医薬品の創生と医療への適用，およびそれに関連した薬物動態研究を推進・奨励するため，この創薬貢献・奨励賞を制定する。
- 第2条 賞は賞状および副賞とする。
- 第3条 受賞者は継続して3年以上の会員歴を有し，第1条に定める事項について，1) 医薬品研究開発における薬物動態試験の評価系の構築，効率化または判断基準の明確化に寄与する業績，2) 新薬の薬物特性の解明による特徴付けや既存薬との差別化に寄与する業績，3) 医薬品の臨床での適正使用に寄与する業績等を挙げ，将来の活躍が期待される研究者であり，応募年の4月1日現在満46歳未満の者とする。なお，会員歴は会員として登録された日より起算，公募締め切り日までとする。
- 第4条 原則として受賞は1年1回，3件以内とする。
- 第5条 受賞者は別に定める創薬貢献・奨励賞選考内規により選考する。
- 第6条 会長は，第5条の規定による選考結果の報告を受け，これを理事会に諮り，受賞者を決定する。
- 第7条 創薬貢献・奨励賞の受賞は総会において行う。また，受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

#### 創薬貢献・奨励賞選考内規

- 第1条 創薬貢献・奨励賞は公募によるものとし，本会代議員または名誉会員に

- より推薦された会員の内より選考する。
- 第2条 過去5年間に、本学会の年会あるいは学術雑誌での発表も評価対象とする。
- 第3条 選考委員会（以下委員会という）は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。
- 第4条 選考委員長は理事会で指名する。
- 第5条 選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

## 5. 功労賞選考規定

- 第1条 本会は本学会の運営・発展あるいは薬物動態研究における啓発活動上その功績が顕著な会員を顕彰するため、功労賞を制定する。
- 第2条 賞は賞状および副賞とする。
- 第3条 受賞者は継続して10年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げたものとする。なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切り日までとする。
- 第4条 学会賞、創薬貢献・北川賞の受賞者は対象としない。
- 第5条 原則として受賞は1年1回、1件以内とする。
- 第6条 受賞者は別に定める功労賞選考内規により選考する。
- 第7条 会長は、第6条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。
- 第8条 功労賞の授与は総会において行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

### 功労賞選考内規

- 第1条 功労賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。
- 第2条 選考委員会（以下委員会という）は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。
- 第3条 選考委員長は理事会で指名する。
- 第4条 選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。